

海外経済要録

国際機関

◇ IMF総務暫定委員会、コミュニケを発表

IMF総務暫定委員会は4月25日、西ドイツのハンブルグにおいて第14回会合を開催、次のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)総務暫定委員会は、1980年4月25日、西ドイツのハンブルグにおいて、フィリッポ・マリア・パンドルフィ伊蔵相を議長として、第14回会合を開催した。本会合にはジャック・ドラロジェールIMF専務理事が参加したほか、オブザーバーとして、G.D・アルセニスUNCTAD通貨・金融・開発部長、アレクサンドル・ラムファルシEBIS金融経済局長兼経済顧問、ピエール・ラングタンスイス国民銀行政策委員会委員、エミール・ヴァン・レネップOECD事務総長、オリバー・ロングGATT事務局長、ルネ・G・オルティOPEC事務総長、フランソワ・ザヴィエ・オルトリECA委員会副委員長、ジャン・リペール国連国際経済社会問題担当事務局次長、アーネスト・スター世銀副総裁およびセザール・E・A・ヴィラタ開発委員会議長が出席した。

2. 委員会は世界経済の展望、および現状においてるべき政策について討議した。その際委員会が特に关心を払ったのは、世界的に広がったインフレと非産油発展途上国の国際収支不均衡の2つの問題である。

委員会はペオグラードにおける第13回会合(1979年10月1日)以来、急激かつ広範なインフレの進行に重大な関心を表明してきたが、今回の会合においても、現在多くの国で最優先の政策課題とされているインフレとの戦いには今後も手心を加えるべきではないとの点で合意に達した。

委員会は、当面の世界経済成長、特に工業諸国の経済活動の見通しは良好ではなく、ここでインフレの収束に成功しなければ投資活動の活発化と長期にわたる十分な成長の確保は望めないと認識した。

また、インフレを抑制するためには、金融政策と財政政策とのバランスが保たれることが必要であり、このためには政府支出をより適切にコントロールし効率的な財政政策の運営を図ることが不可欠である点が強調された。

委員会は従来から、最近の石油価格上昇の影響が賃金

その他所得、非石油製品・サービスの分野に波及するのを回避することが肝要である旨強調してきたが、本会合においても、所得の伸びをインフレ抑制政策と矛盾しない範囲に抑えるためにあらゆる可能な政策手段を講じていくことが望ましいことを確認した。

また委員会は、供給面の改善および貯蓄・投資の促進に役立つような追加的な財政金融政策の実行が必要であることを強調した。この点に関連して委員会は、現下のエネルギー情勢が経済活動のあらゆる分野に広範な影響を及ぼしている点を認識し、エネルギー節約と新エネルギー資源開発努力が重要であることを強調した。

国際収支状況に関しては、主要な国家グループ間の経常収支じりの不均衡が、昨年10月会合時よりもさらに拡大しつつあることが注目された。IMFスタッフの予測によれば、産油国の1980年の経常収支余剰は1,150億ドルに達し、1981年も引き続き大幅な余剰を維持するものと見込まれるが、この間、非産油発展途上国の経常収支赤字は、1980年には700億ドル(1979年は同550億ドル)に達し、1981年にはさらに拡大、また工業諸国の経常収支(公的移転を除く)赤字も、1981年には縮小するものと見込まれるが、1980年には前年の100億ドルから450~500億ドルまで拡大するものとみられている。

当面の国際収支不均衡に関して委員会が最も憂慮している点は、非産油発展途上国の経常収支赤字の急激な拡大である。すなわちこれらの諸国が多くて収支逆調によって対外金融面での困難が増し、かつ多くの低所得国で適切な輸入量の確保が難しくなるのではないかとみられており、委員会は、これらの諸国の窮状を回避するため潤滑な援助と好条件の融資の提供が必要である旨勧告した。

委員会は、幾つかの発展途上国、特に工業化が進んでいる国々では、比較的容易に国際金融市场に接近でき急増する輸入債務の一部を国際借入の拡大によって処理し得ると期待される点に留意した。委員会は、リサイクリングの慎重な管理の必要性を認めつつも、こうした管理によってリサイクリングを妨げてはならない点に注意を喚起した。他方で委員会は、こうした大量の借入実行によって中期的に問題が生ずる懸念がある点に注目した。すなわち、こうした借入債務の増大に伴って、今後数年間にわたり元金返済と利払い(特に高金利物を含む確定期払いの債務返済)が借り手の輸出収益や他の利用可能な資金をかなり食いつぶすことになりかねない。委員会としては、発展途上国がこれらの負担を最小限度に抑えるために、当面する支払問題に対して賢明な対応策を講じていくよう勧告した。

委員会は、非産油発展途上国が所期の目的を達成できるか否かは主として国外市場へ参入できるかどうかにかかっていることにかんがみ、工業諸国は発展途上国からの輸出に対し国内市场を開放しておくべきであると主張した。世界経済の成長鈍化が見込まれる状況下、保護貿易政策の回避は極めて重要なことであると認識された。

3. 世界経済の見通し、とりわけ広範な国際収支不均衡が予想される事態にかんがみ、委員会は、IMFがこれら不均衡の調整およびファイナンスの面でさらに大きな役割を果たすべく早急に準備にとりかかるべきであるとの合意に達した。この点に関連して、専務理事の声明の中で述べられた諸見解を了承し、IMFによるいかなる資金供与も、現在の経済情勢下で構成国のニーズと問題に適切に対応するその他の調整政策と一体となって実施されなければならないとの意見に同意した。

委員会は、補完的融資制度による資金の利用可能性および第7次一般見直し下で予想されるクォータの増加に照らし、目下のところIMFが比較的潤沢な流動性を保有していることを認めた。しかしながら委員会は、国際収支不均衡の規模および分布状態、ある程度の期間にわたって調整を実行する必要性、およびいかなる借入の完了にも十分な期間を勘案して、IMF専務理事に対し、潜在的な貸し手との間で、IMFが財源を増加させる必要が生じた場合に借り入れることのできる資金の条件について交渉を始めるよう要請した。

委員会は、IMFのこうした活動に加え、現在の状況の下で深刻な影響を受けている低所得国に対しては、さらに付加的な開発援助が実施される必要があると考えており、こうした援助の必要性をうたった開発委員会の見解に賛同した。委員会は、専務理事および理事会に対し、24か国グループ首脳によるレス・コミュニケに沿って、9月に実質的な討議をなすべく同グループの当面の行動に関する適切な勧告案を検討するよう要請した。

4. 委員会は、クォータに関する第7次一般見直しについての総務委員会の決議案が1年半近く前に承認されたにもかかわらず、そこで承認された196億SDR分のクォータ拡大がいまだに実施に移されていないことに留意した。このクォータ拡大が履行されれば、IMFとしては先行き支払状況困難化が見込まれる構成国のニーズにより容易に応じ得ることとなる。委員会は、これら増資の速やかな履行の重要性を再度強調するとともに、クォータの拡大にいまだ賛意を表明していない構成国に対し、1980年中にこうした増資の実効性を挙げるためにもできるだけ早い時期に承諾するよう要請した。

5. 委員会は、現在完了真近い金壳却措置が発展途上国

のために39億ドルという大量の財源を生み出し、その大部分が低所得発展途上国の国際収支均衡化のための好条件援助資金として使用された点に留意した。委員会は理事会に対し、信託基金の将来を検討することを要請した。この検討に当っては、特に低所得発展途上国に対する貸付条件改善のために信託基金の一部を利用できないかどうかを考える必要がある。

またIMFは、低所得発展途上国に対する貸付原資を増やすべくさらに新たな財源獲得の方途を検討すべきである。

6. 委員会は、理事会がベオグラードの第13回会合で採択されたコミュニケの線に沿った形で、代替勘定制度の計画案を成就させつつある点を評価した。委員会は、理事会が報告書の第二部において、代替勘定制度の広範なわく組みについて暫定的な合意に達したこと留意した。同時に委員会は、代替勘定の財務バランス維持のための取決めを含めいくつかの問題がなお未解決のまま残されている点に注目し、本問題については今後さらに検討を続けていく意向である旨を表明した。

7. 委員会は、SDRの利用範囲を広めるためにとられた諸方策に満足の意を表し、SDRをスワップ、先物取引、政府間の贈与にも利用できるように定めた理事会の決定を歓迎した。また、委員会は、より多くの公的機関にSDRの保有および取引を認めることとした最近の決定を歓迎した。

委員会は、理事会がSDRのシステムを単純化しつつその魅力を増すために、SDRの評価と金利バスケットの見直しを実施したこと留意した。委員会は、これらの作業目的に賛同するとともに、金利と通貨価値のバスケットは一致することが望ましいとの見解を表明した。委員会は、理事会に対して、本問題をさらに検討し必要な措置をとるよう要請した。

8. 委員会は、次回会合を1980年9月28日ワシントンで開催し、さらに1981年春にはガボンのリーブルビルで開催することを合意した。

米州諸国

◇米国、金融制度改革法を制定

カーター大統領は3月31日、金融制度改革法(正式名称は「Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980」)に署名した。本法律は全金融機関への支払準備制度適用拡大(従来は連邦準備制度加盟銀行のみが対象)、預本金利規制(いわゆるレギュレーションQ)の段階的撤廃、貯蓄金融機関の業務範囲の

拡大等広範囲にわたる内容が盛込まれており、1930年代以来50年ぶりの大幅な金融制度改革とされている。本法律の主な内容は次のとおり。

1. 支払準備制度の改正等(「連邦準備法」等の修正)

(1) 支払準備制度(80年9月までにF R Bがレギュレーションを設定)

イ. 適用対象：すべての預金取扱い金融機関(注1)

ロ. 所要準備率：(イ)決済勘定<transaction account(注2)>

残高25百万ドルまで：3%

同25百万ドル超の部分：8～14%
(当初は12%)

(ロ)定期預金(個人分を除く)0～9%
(当初は3%)

ハ. 特別準備率：F R Bが異常事態と判断した場合

(7理事中、5名の賛成が必要)は、180日を限度(ただしさらに180日以内の延長可)として、上記規定(対象預金、準備率)を超えて特別準備率を賦課しうる。

ニ. 追加準備率：(イ)F R Bが金融政策の遂行上必要と判断した場合(5名以上の理事の賛成が必要)は、決済勘定を対象に4%までの追加準備率(Supplemental Reserves)を賦課しうる。

(ロ)本件に関する準備金は各連銀の特別勘定(Earnings Participation Account)に預入させ、これに対しF R Bは自らの証券運用利回りの範囲内で金利を支払う(四半期ごと)。

ホ. 実施時期：80年9月

ただし、準備積立は向う4～8年間で段階的に行う(注3)。

(注1) F R B加盟・非加盟は問わず、すべての外銀支店等を含む商業銀行、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、信用組合が対象となる(現行はF R B加盟銀行のみ)。なおF R Bへの加盟義務はない。

(注2) ④ 要求預金のか、NOW、ATM(自動振替サービス)、シェアードラフト等第3者支払いのため振替指図書などにより払出しや移転が可能な貯蓄預金(具体的に何を含めるかはF R Bが決定)。

⑤ 準備率を区分する「25百万ドル」の基準は毎年、前年6月末の総決済勘定残高前年比、増減率を勘案(同増減率の80%を基準残高の増減に反映させるよう調整)して修正する。

(注3) 具体的には、

④ 加盟銀行および79年7月1日以降脱退した銀行(80年4月～8月までの間現行の加盟銀行と同一の準備保有義務を有す)は向う4年間毎年所要準備額の4分の1ずつ積増す。

⑥ 非加盟金融機関は向う8年間、毎年8分の1ずつ積増す。

(2) 連銀貸出の拡大等

イ. 連銀貸出の：支払準備制度対象金融機関に対しF R B加盟銀行と同様連銀貸出を利用しうる特権(privilege)を付与する。

ロ. サービス手：連銀が金融機関に提供している手形料の徴収 決済、資金代替等のサービスに対しても今後手数料を徴収する。

ハ. 報告書の徴求：F R Bは定期的に全預金取扱い金融機関から直接または他の金融監督機関を通じて間接的に資産・負債に関する報告書を徴求しうる。

2. 預金金利規制の廃止

(1) 預金の上限金利を向う6年間にわたって段階的に引上げ、最終的には預金金利を市場実勢にさや寄せする(ただしその6年間は商業銀行と貯蓄金融機関の間の金利格差<預金に応じ0.25～0.5%>を維持する)。

(2) その具体的な手順(引上げ幅、実施時期等)は、新設の規制廃止委員会(注)(Depository Institutions Deregulation Committee)が、経済情勢や金融機関の安全性・健全性を勘案しつつ決定する。

すなわち、同委員会は、

① 向う18か月以内に、貯蓄預金の上限金利を少なくとも0.25%以上引上げるかどうかについて、

② 3年目以降6年目まで各年末までに、すべての預金に対する上限金利をそれぞれ少なくとも0.5%以上引上げるかどうかについて、

その都度委員会内の多数決によって決定していくこととする。

(注) 同委員会の概要是次のとおり。

③ メンバー

財務長官、F R B議長、FDIC(連邦預金保険公社)理事会議長、FHLBB(連邦住宅貸付銀行)理事会議長、NCUA(連邦信用組合機構)議長<以上投票権有り>および通貨監督官<投票権なし>。

④ 会議開催

少なくとも年4回は公開の場で開催しなければならない。

⑤ 議会への報告

上記メンバーは各々毎年議会に対し、
① 銀行と貯蓄金融機関の間の上限金利格差の撤廃がもたらす影響についての評価、
② 貯蓄促進策についての提言
③ 金融機関の預金から短期市場証券等への資金流出(ディスインターミディエーション)の実情およびこれを防ぐ手立てに関する提言、
などを報告する。

3. 利付小切手勘定の取扱い許可等(「連邦準備法」、「連邦預金保険法」等の修正)

(1) 次の各金融機関の個人向け利付小切手勘定(注)(consumer checking account)の取扱いを認める。

- イ. 商業銀行のATS(要求払預金への振替えが自動的に行われる貯蓄勘定)。
- ロ. 貯蓄貸付組合の遠隔サービス施設(小売店等に設置された端末機を利用することにより払出・預入が可能な貯蓄勘定)。
- ハ. 信用組合のシェアードラフト(小切手類似のdraftを振出すことによって決済に利用可能な利付預金)。

(注) これらの勘定は、すでに各監督当局の裁量によってかなり以前から取扱いが認められていたが、昨年4月連邦控訴院が「これらは33年銀行法の要求払い預金に対する付利禁止規定に違反するものであり、80年1月1日以降その取扱いを禁止する」との判断を下し、これを受けて昨年12月「これら勘定の取扱いを80年3月末まで暫定的に認める」旨の内容を盛込んだ法律が制定された経緯がある(1月号「要録」参照)。

- (2) NOW勘定(注)の全国への拡大(80年12月31日以降実施)、個人、慈善団体等非営利団体向けNOW勘定の取扱いをすべての預金取扱い金融機関に認める。

(注) 現在取扱いが認められているのは、ニューアングランド6州、ニューヨーク州およびニュージャージー州の金融機関のみ。

- (3) 預金保険の限度額引上げ(4月1日以降実施)
連邦預金保険公社等による預金保険限度額を従来の1件4万ドルから同10万ドルに引上げる。

- (4) 信用組合の貸出金利上限引上げ

信用組合の貸出金利上限を15%とする(従来は12%)、また連邦信用組合機構に対し必要な際には、18か月を限度としてこれを上回る上限金利を設定しうる権限を付与。

4. 貯蓄金融機関の業務範囲拡大等(「住宅貸付法」<Home Owner's Loan Act>の修正)

(1) 貯蓄貸付組合

イ. 消費者ローンの供与、CP・社債等への投資を認める(ただし、総資産の20%まで)。

ロ. 教育ローンの供与を認める(ただし総資産の5%まで)。

ハ. クレジットカードの発行、信託業務を認める。

(2) 相互貯蓄銀行

イ. 商工業向け貸出を認める(ただし、総資産の5%以内まで)。

ロ. 上記顧客からの要求払い預金の受け入れを認める。

(3) 貯蓄金融機関の助成策の検討

政府は財務長官等で構成する政府内作業委員会(注)を設け、貯蓄金融機関の助成策等を検討し、3か月以内に報告書をまとめるものとする。

(注) 構成メンバーは次のとおり。

財務長官、住宅・都市開発省長官、FRB、FHLBB、FDIC、通貨監督官、NCUA

5. 州の高利禁止規制(usury law)の適用停止(注1)

(1) 住宅抵当貸付：州法の上限金利に関する制限の適用停止(ただし3年以内に州が新たな法律により制限を設定すればその規制を認める)。

(2) 1件25千ドル：向う3か年間「公定歩合プラス5%以上の企業、%(注2)」を上限とする(ただしこの農業向け貸付間に州が新たな法律により制限を設定すれば、その規制を認める)。

(3) その他の貸付：「公定歩合プラス1%」を上限とする(ただし州が新たな法律により制限を設定すれば、その規制を認める)。

(注1) 本措置は昨年成立した関連法により、本年1月から一時的に実施(住宅抵当貸付は3月末まで、企業・農業向け貸付は7月末まで等)された経緯がある(1月号「要録」参照)。

(注2) 公定歩合の高率適用が行われている場合はそのsurcharge分を上乗せする。

6. 外国人による米国金融機関取得制限

金融当局は80年7月1日までの間、原則として外国人による国内金融機関(預金量1億ドル以上)のテーク・オーバー(株式または資産の5%以上の取得)を認めてはならない。

◇連邦準備制度理事会、消費者信用の条件変更の予告期間短縮措置を発表

連邦準備制度理事会は4月2日随時利用形式の消費者信用(open-end credit)供与者が返済条件を変更する場合の消費者に対する最低予告期間を30日と設定し、3月14日に遡及して実施する旨発表した(本措置の根拠は1969年信用統制法)。

従来こうした消費者信用の条件変更予告期間については、連邦準備制度のレギュレーションZ(貸出条件の明示)により最長105日まで認められており、また州法段階では17州が30日以上の期間を容認していた。今次措置はこうした州法の適用を停止し予告期間を事実上大幅に短縮することによって、消費者信用供与者がクレジット・カードの最低返済額引上げ等の消費者信用抑制策を実施しやすくしようとするもの。なお、本措置は去る3月14日に発表された総合インフレ対策(4月号「要録」参照)中の消費者信用抑制策が撤廃され次第廃止されることとなっている。

◇ボルカー連邦準備制度理事会議長、各国中央銀行総裁に信用抑制策への協力を要請

ボルカー連邦準備制度理事会議長は、4月11日バーゼルで開かれた国際決済銀行月例中央銀行総裁会議において、日本・西ドイツ・英国等10ヵ国の中銀総裁に対

し、3月14日同理事会が打出した米国内の信用抑制政策(4月号「要録」参照)への側面協力を書簡で要請した。本書簡の趣旨は次のとおり(4月23日、同理事会が公表)。

- イ. 各国中央銀行は、国内主要銀行に対して米国居住者向け融資を制限するよう要請してほしいこと。
- ロ. 各国中央銀行は自らが適切とみなす諸般の措置を講じて本目的の達成に努めてほしいこと。

◆連邦準備制度理事会、特別季節資金貸出措置を発表

連邦準備制度理事会は4月17日、連銀貸出に関するレギュレーションAを一部改正し、中小銀行に対する特別季節資金貸出措置を実施(即日)する旨発表した。本計画のねらいは地方の中小銀行が総合インフレ対策に基づく信用供与自粛ガイドライン(4月号「要録」参照)を遵守しつつ地場の農業・中小企業の季節需賀に十分応じられるように配慮したものとされている。本計画の概容は次のとおり。

1. 適用対象

原則として(1)預金量1億ドル未満かつ(2)預貸率68%以上の銀行とし、連銀が有資格と認めた先(加盟・非加盟は問わない)。

2. 貸出条件等

(1) 1行当り貸出上限額

当該銀行の総貸出基準残高非増加分の70%以内でかつ同基準残高の5%を限度とする(注)(ただしフェデラル・ファンド放出分は除く)の5%。

(注) 連銀が有資格と認めた日を含む報告週の前2週間の平均残高。

(2) 貸出期間

原則として6か月(ただし状況によってはさらに3か月延長可能)。

(3) 貸出金利

公定歩合

◆米国連邦住宅貸付銀行理事会、貯蓄貸付組合の金利変更条件付住宅抵当貸付を承認

米国連邦住宅貸付銀行理事会は4月3日、貯蓄貸付組合による金利変更条件付住宅抵当貸付(Renegotiable Rate Mortgage)の取扱いを承認するとともに、同組合に対し特別貸出措置(Targeted Advance Program)を実施する旨発表した。ジャニス同理事会議長は今次措置の趣旨につき、「市場金利の高騰等最近の住宅金融を巡る環境の悪化にかんがみ、貯蓄金融機関の収益を補てんしひいては住宅購入者を支援するために実施したもの」とコメント。

今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 金利変更条件付住宅抵当貸付(略称「RRM」)の承認

連邦免許貯蓄貸付組合に対し4月3日以降金利変更条件付住宅抵当貸付の取扱いを認める。本貸付は期間30年までの長期住宅抵当貸付契約において、期間3~5年の短期貸出を自動的に更新していく旨約定しその短期貸出更新の都度金利を変更していく仕組み。金利の変更は、連邦住宅貸付銀行理事会が毎月作成・公表する全国抵当貸付金利指数(national mortgage index)に連動させることとし、貸手は同指数が上昇している場合金利を引上げるか否か自由に選択できるが、同指数が低下している場合には必ず金利を引下げねばならないこととする(金利を変更する場合は90日以上前に顧客に通告の要)。金利の変更幅は年間上・下0.5%まで、全貸出期間中に同5%までとする。

(2) 特別貸出措置略称('TAP')の実施

連邦住宅貸付銀行は同銀行加盟貯蓄貸付組合(全ての連邦免許組合および大部分の州法免許組合)に対し、次の条件の下で特別貸出を実施する。

① 適用対象

貯蓄預金残高に対する自己資本(net worth)比率が2.5%未満で、3ヶ月以上連続して経常損失(operating loss)を計上している組合(ただし経常損失が経営上のミスで生じたものと判断される場合は該当せず)。

② 貸出金利

当該組合に対する新規および既存貸出について従来の貸出金利マイナス2.5%の低利を適用。

③ 貸出限度

当該組合の貯蓄預金残高の10%の範囲内。

◆米国財務省、中・長期国債の入札手続を一部変更

米国財務省は3月27日、国債入札手続を簡素化する見地から、中・長期国債入札に際して個人等に義務付けている財務省預託金の預託比率(注)を、従来の額面金額の5%から額面全額に引き上げ、4月22日実施の2年もの中长期債入札より実施する旨発表した。

(注) 米国の国債入札に際しては、個人等の非機関投資家は予め一定の金額を財務省に預託することが義務付けられており、短期財務省証券入札についてはすでに従来から額面金額全額の預託が必要とされていた。

◆米国、石油超過利潤税法を制定

カーター大統領は4月2日、石油超過利潤税法(Crude Oil Windfall Profit Tax Act of 1980)に署名、同法は

約1年間の議会審議等を経てここに制定をみた。本法律は米国産原油に対する販売価格規制の段階的撤廃(79年6月以降実施<昭和54年5月「要録」参照>)に伴って石油会社が享受することとなる巨額の“超過利潤”(windfall profit、すなわちコスト割安の国産原油を国際水準に近い価格で販売することによって得る利益)に対して課税するとともに、この収支を石油消費節約、代替エネルギー開発促進に資する諸施策等に振り向けることを目的としたもの。本法律の主な内容は次のとおり。

1. 石油超過利潤税の賦課

米国内の原油生産者に対し、以下の要領で超過利潤税を賦課する。

(1) 課税対象

国産原油(ただし州・地方政府保有鉱区内の油井、アラスカにおける新規油井等の原油は除く)の販売から石油業者が得た超過利潤(同利潤はバーレル当たり「実際の販売価格マイナス基準価格<後記(3)>」として定義する)。

(2) 税額算定方式

税額=(実際の販売価格-基準価格)×販売量×税率

(3) 基準価格および税率

油井の種類等によりそれぞれ次のとおり定める。

| 区分 | 対象原油 | 基準価格 (注3) 税率 |
|--------|--|--|
| Tier 1 | 1979年以前に発見された油井の原油(いわゆる旧old oilおよび同new oilのはか一部アラスカ原油) | 「79年5月における旧new oilの規制上限価格(13.02ドル/バーレル)-0.21ドル」をベースにその後の物価上昇分を加味したるもの。 |
| Tier 2 | stripper oil(日産10バーレル未満の油井の原油)および合衆国海軍保有鉱区内の油井の原油。 | 原則として(注2)「バーレル当たり15.02ドル」をベースに、その後の物価上昇分を加味したもの。 |
| Tier 3 | 新規油井の原油、重質油(API比重16度以下)、第3次回収設備による原油。 | 原則として(注2)「バーレル当たり16.55ドル」をベースに、その後の物価上昇分を加味し、さらに別途年2%ずつ引上げたもの。 |

(注1) 物価上昇分の加味については、四半期ごとに2四半期前のG

NPデフレーターの前期比増加率によって基準価格をその都度スライド・アップさせる方式。

(注2) Tier 2およびTier 3の基準価格は、油種等に応じさらに細かく区分けられている(詳細略)。

(注3) 表上の税率はメジャー適用分。独立系石油業者の場合は、Tier 1およびTier 2につき、両者の合計生産量が日産1千バーレルを超えない範囲で低率の税率(Tier 1 50%、Tier 2 30%)を適用する。

(4) 課税期間

- イ. 80年3月以降生産される原油から課税開始。
- ロ. 88年1月、または累積税収額が2,273億ドルを超えると見込まれる月の翌月のいずれか遅い方(ただし91年1月が最終限度)からスタートして毎月税率を段階的に引下げ、33か月後に課税を廃止する。

(5) 税収見込み額

上下両院協議会の推計によると、80~90年の累積税収見込み額は2,277億ドル、毎年毎の税収見込み額は下表のとおり。

(単位・億ドル)

| | 1980 年 | 81 年 | 82 年 | 83 年 | 84 年 | 85 年 | 86 年 | 87 年 | 88 年 | 89 年 | 90 年 |
|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 税収見込み額 | 63 | 147 | 189 | 201 | 213 | 223 | 229 | 238 | 246 | 258 | 270 |

2. 各種減税措置等

エネルギー消費節約、代替エネルギー開発・利用促進等のための減税措置を次のとおり定める。

(1) 住宅における太陽熱・風力・地熱利用設備に対する税額控除措置

所要資金10千ドルまでにつき40%の税額控除を認め(従来は所要資金の最初の2千ドルまでは30%、次の8千ドルについては20%の控除が認められていた)。適用期間は80~85年(減税効果累計6億ドル)。

(2) エネルギー開発投資等に対する税額控除措置(減税効果累計83億ドル)

主な税額控除措置は次のとおり。

| 対象設備等 | 措置の内容 | 有効期間 |
|-----------------------|---|-------|
| (イ)太陽熱・風力・地熱利用設備 | 控除率引上げ(10→15%) | 85年まで |
| (ロ)海洋エネルギー利用設備 | 控除率15%(新規) | 〃 |
| (ハ)小型水力発電設備 | 〃 11%(〃) | 〃 |
| (ニ)コークス炉 | 〃 10%(〃) | 82年まで |
| (ホ)都市間の大量輸送に供するバス | 〃 10%(〃) | 85年まで |
| (エ)オイルシェール等代替エネルギーの生産 | 控除額: 熱量換算で石油1バーレル相当量につき3ドル(ただし物価上昇分を調整)<新規> | 89年まで |

(3) ガソホールに対するガソリン税適用免除期間を延長

(84年9月末→92年末)。

- (4) 地方自治体が発行する工業開発債(注)(Industrial Development Bond)のうち、その資金使途が水力発電設備、エネルギー再生設備等であるものについては当該Bondの利子に対する連邦所得税を免除。

(注) 州を除く地方自治体が民間企業に貸与する工場設備の購入・建設資金を調達するため発行するもの。

- (5) 低所得者層に対する冷暖房費補助として81会計年度中に地方政府に対し31.2億ドルを交付。

3. なお、本法律では、石油超過利潤税による収支の使途について、上記減税措置分を含めその配分の大わくを次のように定めている(各年度の具体的な支出内容はその都度政府が議会に諮って決定)。

| | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 当初の累積収支見込み額(80~90年2,277億ドル) | |
| イ. エネルギー価格高騰に対処するための個人・企業減税 | 60% |
| ロ. 低所得者層への補助 | 25% |
| ハ. エネルギー開発、大量輸送計画のための支出 | 15% |
| (2) 上記見込み額を上回る部分 | |
| イ. 所得税減税 | 3% |
| ロ. 低所得者層への補助 | 1% |

歐　洲　諸　國

◇ ブンデス銀行、流動性供給措置および公定歩合の引上げ等を決定

1. ブンデス銀行は、4月30日の中央銀行理事会において、次の措置を決定した。

- (1) 対内、対外債務にかかる最低準備率を一律8%引下げ、5月1日から実施する(最低準備率の引下げは、78年6月以来約2年ぶりのもの)。
- (2) 手形再割引わくを30億マルク拡大(約350→約380億マルク)し、5月5日から実施する。

(3) 公定歩合を0.5%(7.0→7.5%)、ロンパート・レートを1%(8.5→9.5%)それぞれ引上げ、5月2日から実施する(公定歩合、ロンパート・レートとも70年3~6月の戦後最高水準と同一)。

2. 本措置決定後の記者会見におけるペール同行総裁の発言要旨は以下のとおり。

「最低準備率の引下げによる資金解放額は約50億マルクであり、再割引わくの拡大(30億マルク)と合わせ約80億マルクが市場に供給されることになる。ブンデス銀行としては、これによって4月中平残で100億マ

ルクにも達していたロンパート貸付への過度の依存が是正され、ごく短期の資金繰り手段というロンパート貸付本来のあり方に戻ることを期待している。

こうした流動性供給措置のみにとどめると、国際的にも国内的にもブンデス銀行は金融引締めを解除したとの全く誤った受取られ方をされるおそれが強く、このため合わせて金利の引上げに踏切ったものである。最近の物価の推移あるいはこのところターゲットの上限(8%)近辺にある中央銀行通貨量の動きからみて、ここで引締めを緩和すべき理由は何ら見当らない。また西ドイツは、今や国際收支赤字国であり、そのファイナンスのための資本輸入が期待できる水準に金利を保つ必要がある。

景気面については、輸出をはじめ需要はこのところ予想以上に底堅い動きを示しており、本年下期のスロー・ダウンの可能性を否定するわけではないが、確実にスロー・ダウンするとも言い切れない。今年の実質成長率は、政府ならびに5大経済研究所(4月28日に恒例の共同経済見通しを発表)の見通しの2.5%よりもむしろ3%近くになる可能性が強いと見ている。従って本日の公定歩合引上げが景気に目立った悪影響を与えるとは考えていない。」

3. 本措置に対する反響をみると、政府では、「現在の国際情勢からみて適切な決定であったと思う」(マットヘーファー蔵相)として、今次措置を支持している。また金融界等では、「今回の流動性供給措置は、過去数か月間の資金の对外流出を補てんしたものであり、金利引上げと合わせてみれば、ブンデス銀行の引締め堅持のスタンスが変わっていないことは疑う余地がない」(ドイツ銀行協会)との受止め方をしている。ただ一部には、引締め堅持の基本的姿勢には全面的に賛同しながらも、「この時点で金利引上げに踏切る必要があったかどうかは疑問なし」としない(貯蓄金庫協会)との声も聞かれている。

◇ フランス政府、長期エネルギー計画を発表

1. フランス政府は4月2日、向う10年間を対象期間とする長期エネルギー計画を閣議決定し発表した。同計画は、1990年を最終目標年次として、①エネルギー消費内訳の変更(石油…79年現在56%→33%、原子力…同4.4%→30%、石炭・天然ガス…現状(30%)維持、太陽熱等その他エネルギー<ただし水力を含む>同9.8%→10%)とエネルギー自給率の引上げ(79年現在25.1%→45.2%)を実現することと、②各種の省エネルギー計画を推進すること、等を骨子とするものである。その概要は以下の

とおり。

(1) 主なエネルギー消費内訳の変更およびエネルギー自給率の引上げ関連措置

イ. 石油中心から原子力中心へ……年間5,000～6,000メガワットの割合で原子力発電所を増設することとし、これを促進するため、原子力発電所周辺地域を対象に電力料金特別割引制度等を実施する。

ロ. 石炭利用比率の維持……海外炭田への投資拡大、産業界での石炭利用に対する助成措置の拡大、ガス化技術の開発促進等により石炭利用比率の維持に努める。

ハ. 新エネルギー源の積極利用……太陽熱、地熱等の新エネルギー源の積極利用を図る。

(2) 省エネルギー関連措置

省エネルギー住宅の新改築に対する既存の助成措置(54年7月号「要録」参照)に加え、(イ)自動車メーカーに対する燃費改善義務(1990年までに16.7km/lを実現すること)の設定、(ロ)工場の廃熱利用、ゴミ焼却工場発生熱の利用拡大等を図る。

2. 上記計画は、1990年におけるフランス国内の総エネルギー需要量を250～272百万石油換算トンとした第8次経済5ヵ年計画エネルギー委員会(Commission de l'Energie du VIII^e Plan)の試算を前提に、同試算中の予想石油消費量をさらに削減(上記委員会見通し90百万石油換算トン→80百万石油換算トン、79年実績比約17%削減)するとの基本方針をもって作成されたもの(下表参照)。上記計画実現のためには、年平均100～150億フランの関連投資が必要とされている。

フランスのエネルギー消費内訳の推移

(単位・百万石油換算トン、カッコ内・%)

| | 1973年 | 1979年 | 1990年 (今次政府 計画ベース) |
|--------------------|--------------|--------------|--------------------------|
| 石 油 | 116.3(65.8) | 108.5(56.1) | 80.0(33.0) |
| 石 炭 | 30.5(17.3) | 34.5(17.8) | 28.0(11.6) |
| 天 然 ガ ス | 15.0(8.5) | 23.0(11.9) | 37.0(15.3) |
| 原 子 力 | 3.0(1.7) | 8.5(4.4) | 73.0(30.2) |
| 水 力 | 10.0(5.6) | 16.0(8.3) | 14.0(5.8) |
| 代替エネルギー | 2.0(1.1) | 3.0(1.5) | 10.0(4.1) |
| 一次エネルギー 総 消 費 量 | 176.8(100.0) | 193.5(100.0) | 242.0(100.0) |

◇フランス政府、最低家計所得保証制度の一部改定を決定

フランス政府は4月2日、最低家計所得保証制度(revenu minimum familial)(注)に基づく政府による最

低家計所得保証額を約2割強引上げ(夫婦のほか子供3人を有する基準家計につき月収3,500フラン→4,250フラン)、1981年初から実施する旨閣議決定し発表した。

本措置は、78年1月政府が発表した「自由と公正のための行動目標」と題する政策運営方針(通称「プロワ綱領」、53年2月号「要録」参照)に則ったものとされている。

(注) 最低家計所得保証制度とは、夫婦のほか子供3人以上を有する低所得家計を対象に、当該家計の所得が政府の定める最低所得額を下回っている場合、未達額を政府が補てんする措置。この最低所得額は、基準家計に比べ子供の数が1人多いごとに月400～500フラン拡大される扱いとされている。

◇フランス、石油製品価格の引上げを決定

1. フランス政府は4月25日、物価委員会の承認を得て石油製品価格を以下のとおり引上げ、翌26日から実施する旨決定、発表した。フランスの石油製品価格引上げは1月、2月に続き本年に入って3回目。

| | |
|----------|---------------|
| 1リットル当たり | (カッコ内は引上げ率%) |
| フラン | (なおく)は年初来引上げ率 |

スーパー・ガソリン……3.35→3.42 (+2.1%+11.0%)

レギュラー・ガソリン……3.14→3.21 (+2.2%+11.8%)

軽油……2.33→2.40 (+3.0%+18.2%)

灯油……1.52→1.592 (+4.7%+30.4%)

2. 今回の石油製品価格引上げにつき政府では、「前回引上げ時(2月22日実施、3月号「要録」参照)以降のフランス相場の低下(2月下旬以降4月中旬までの平均対ドル相場4.30フラン、前回引上げ時比5.8%のフラン安)と原油価格の上昇を反映させたもの」と説明している。

◇フランス、市中銀行短期貸出基準金利を引下げ

1. クレディ・リヨネ(Crédit Lyonnais)は4月28日、短期貸出基準金利を0.25%ポイント引下げ13.0%とし、即日実施する旨発表、またパリ国立銀行(Banque Nationale de Paris)、ソシエテ・ジェネラル(Société Générale)等大手各行も5月2日これに追随した(注)。フランスの短期貸出基準金利の引下げは78年12月以来1年5か月ぶり。

(注) 一部中小行はすでに4月21日以降同額の引下げを実施済み……Crédit Industriel d'Alsace-Lorraine(4/21実施)、La Compagnie Financière(4/22実施)等。

2. 今次引下げについては、市中銀行では「4月下旬以降、米国の市場金利の低下等を映して、国内の短期金融市場金利がかなり低下していること(3月央のピーク、13.50%→4月下旬12.625%)にかんがみ決定したもの」

(パリ国立銀行)としている。もっとも先行きに関しては「今回の短期貸出基準金利引下げを、先行きの大幅な金利低下の前兆とみるのは当を得ていない。インフレの再燃、国際収支の悪化が見込まれる状況下では、フラン相場維持のため高金利政策が必要不可欠の条件であろう。」(A F P、ル・モンド紙等)との見方が強い。

◇英蘭銀行、国債の売戻し条件付買入れ措置の実施期間の再延長等を発表

1. 英蘭銀行は4月9日、標記措置の実施期間を5月19日まで延長することを発表した。これは先般の期間延長(当初2月15日以降3月13日迄であったものを4月13日まで延長)につぐ2度目のもの(3月号「要録」参照)。さらに、同行は4月11日に至り上記措置に伴う国債の買入れ総額の上限を従来の約5億ポンドから約10億ポンドに拡大(注)することを決定した。

(注) 適用金利は現行どおり最低貸出歩合(MLR)と同一。本増額措置の適用期間は4月14日から5月12日まで。

2. 本措置に関し同行では、「最近における国債の対民間売却がかなりの額に達するなどにより、金融市場や銀行の準備資産ポジションに対する圧力が引き続き強いことにかんがみ決定したもの。先般の特別預金預入率の引上げ延期(4月号「要録」参照)同様全く技術的な措置であり、金融スタンスの変更を意味するものではない」と説明している。

◇イタリア、第2次コシガ内閣成立

1. イタリアでは、3月19日第1次コシガ内閣が総辞職(注)したあとを受け、同月23日にペルティーニ大統領から再度首班指名を受けたコシガ暫定首相を中心に組閣工作が進められていたが、4月4日に至り、キリスト教民主党、社会党、共和党の3党連立からなる第2次コシガ内閣が成立、上下両院の信認投票(上院17日、下院20日実施)を経て正式に発足した。なお、社会党的政権参加による中道左派路線は、1974年3~10月の第5次ルモール内閣以来のもので、同党の参加により、新内閣の議会における議席数は1974年10月~1976年1月の第4次モロ内閣以来4年3ヶ月ぶりに過半数(上院315議席中176議席、下院630議席中340議席)を超えることとなった。

新閣僚の顔振れをみると、全28閣僚中、キリスト教民主党16名、社会党(同党系無所属を含む)9名、共和党3名の割振りとなっており、キリスト教民主党が引き続き主要ポストを占めているものの、前内閣(全24閣僚中キリスト教民主党は18名)に比すれば同党はかなりの譲歩を

強いられたかたちとなっている。主要閣僚名は以下のとおり。

首 相 Francesco Cossiga

(留任、キリスト教民主党)

蔵 相 Filippo Maria Pandolfi(留任、同上)

経 済 相 Franco Reviglio(留任、社会党系無所属)

予 算 相 Giorgio La Malfa(新任、共和党)

外国貿易相 Enrico Manca(新任、社会党)

外 相 Emilio Colombo

(新任、キリスト教民主党)

(注) 第一次コシガ内閣(79年8月成立、54年9月号「要録」参照)

は、キリスト教民主党、社会民主党および自由党の3党連立からなる少数政権。その存続は、第3党である社会党が議会内の投票に賛成することによって保たれてきたが、最近におけるキリスト教民主党の右傾化を嫌った社会党が更年後こうした支持を撤回したため、同内閣の総辞職は時間の問題とされていた。

2. 今次組閣に対する反響をみると、「前内閣が政党間の抗争の一時的休戦を意味するものに過ぎなかったのに對し、新内閣は真に政権を担当し得る形を備えている」(イル・ソーレ紙)として一応の評価が下されている。もっとも、社会党内には、第2党である共産党を含む举国一致内閣の組成を望む声が依然強く、これらの社会党左派勢力と、最近において台頭著しいキリスト教民主党右派勢力の協調は容易ではなく、政局の先行きは必ずしも楽観できないとする見方も有力である。

80

◇スイス中央銀行、金融市場証券に対する外国中央銀行の応募を容認

1. スイス中央銀行は4月17日、これまで非居住者による取得を認めていなかったスイス政府発行の金融市場証券(Geldmarktbuchforderung)(注)について、外国中央銀行(ないしは金融庁)に限ってその入札への参加を認める旨発表した。

(注) 短期金融市場育成のため昨年7月から発行(54年8月号「要録」参照)。今回発行分は第7回目のもの。

発行方法等は以下のとおり。

発 行 額 2億スイス・フラン

期 間 3ヶ月

発 行 方 法 入札形式。全落札者に最低落札価格を適用

最 低 応 募 単 位 50万スイス・フラン

応 募 期 間 4月18~22日

2. 本決定につき市場筋では、「スイス・フランの準備通貨化を当局のコントロールのもとで進めるというスイス中央銀行の考え方を具体化したもの」と受止めている。

◇オランダ、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は5月1日、基準割引歩合を0.5%引上げて10.0%とし、2日より実施する旨発表した(担保貸付歩合<10.5→11.0%>、約束手形割引歩合<11.0→11.5%>もそれぞれ0.5%引上げ)。同行の公定歩合変更は、11月29日の1%引上げ以来のものであり、79年11月1日(8.5%)以来既往最高水準を更新中である。
2. 本措置に関しオランダ銀行では、「この2か月の間に内外金利差が急速に縮小(注)し、オランダ・ギルダーに対する売圧力が強まる兆しがでてきたところから、為替市場の安定を今後とも維持していくためにはここで金利面から予防的な措置を取る必要があると判断したため」と説明している。一方、市場筋では、「前日の西ドイツ公定歩合引上げに追随したもので当然予想されていた措置」と受止めている。

(注) 対西ドイツ比3ヶ月もの市場金利の内外金利差、2月+3.3%、3月+1.8%、4月+1.5%。

◇ベルギー中央銀行、債券担保貸付高率適用金利を引下げ

1. ベルギー中央銀行は4月29日、同行の貸出金利のうち、債券担保貸付高率適用金利についてのみ1%引下げて17%とし、即日実施する旨決定した(注)。同行の金利引下げは79年3月7日以来のもの。新金利体系は以下のとおり(年利・%カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合

- Aわく(再割引限度わくの3分の1まで、
いわゆる公定歩合)……14(14、据置き)
- Bわく(同限度わくの残る
3分の2)……15(15、据置き)

(2) 債券担保貸付金利

- 貸付限度わく内の貸付適用金利……15(15、据置き)
同限度わく外の高率適用金利……17(18)

(注) 同金利は、3月14日、フラン売投機を資金面から封じるため一挙に3.5%引上げられていた(4月号「要録」参照)。

2. 今次金利引下げにつきベルギー中央銀行では、「①最近米国等において金利低下の動きがみられること、および、②物価の安定的推移等を背景に、今月後半以降ベルギー・フランに対する売圧力が収まりをみていることにならんがみて決定した措置である」と述べている。

◇スウェーデン、商業銀行に対する所要現金比率を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は4月10日、商業銀行に対す

る現金準備率制度に基づく所要現金比率を8%から2%に引下げ4月14日から実施する旨発表した。所要現金比率の変更は1月22日の引上げ(6→8%、2月号「要録」参照)以来のもので、これにより解放される資金量は約100~110億クローナとみられている(注)。

(注) スウェーデンにおける現金準備率制度の概要は以下のとおり。

- イ. 対象金融機関……商業銀行等。
- ロ. 準備の対象……保証債務等特殊なものを除くすべての債務。

ハ. 準備の内容……中央銀行に対する預け金(無利息)。
なお、スウェーデンの支払準備制度としては上記現金準備率制度以外に流動比率規制がある。

2. 本措置につきスウェーデン中央銀行では「4月に予定されている国債発行により金融市場が過度に逼迫することを避ける見地から実施した措置であり、これまでの金融引締めスタンスの緩和を意味するものではない」とコメント。

◇スウェーデン、物価凍結措置を一週間延長

スウェーデン政府は5月8日、物価凍結措置(当初予定3月29日~5月9日、4月号「要録」参照)を一週間延長して5月16日までとする旨発表した。

スウェーデンでは従来、労使間の相互理解と賃金の平和的交渉の慣行が確立され、ここ数年賃金改訂交渉は前年比4~6%の水準で安定していた。しかし、最近におけるインフレの高進により実質賃金の低下傾向が強まっているため昨年末から開始された新年度の賃金改訂交渉は同国としては珍らしく難航した。すなわち、最大の労組である労働総連合(LO)が11.3%とこれまでにない高率の賃上げを要求したのに対し、経営者連盟(SAF)は2%の低率回答を行ったため労使双方の折合いがつかず、特別調停委員会(3月28日発足)が問題の解決に乗り出した。同委員会は政府が本年末まで物価凍結を延長するとの条件付で賃上げ率を2.3%とする提案を行ったが4月30日に労組側はこれを拒否すると同時に全国的なストライキを展開し、経営者側もこれに対抗してロックアウトを実施するなどスウェーデン経済はマヒ状態に陥った。こうした状況下上記物価凍結措置の期限切れとなる5月9日までに賃金交渉が妥結する見込みが少ないと同一週間同措置を延長することとしたものである。なお、その後特別調停委員会は6.8%の賃上げを提案し、フェルディン首相が経営者連盟に対してこれを受入れるよう要請した結果、5月11日に経営者連盟がこれを受諾、労組側もこれを受入れたため賃上げ交渉ならびに労使紛争はようやく解決するに至っている。

◇フィンランド、現金準備率を引上げ

フィンランド中央銀行は3月31日、銀行の預金債務に対する現金準備率を0.2%引上げ3.6%とし5月以降の対象預金に適用する旨発表した。その後4月23日には同現金準備率をさらに0.2%引上げ3.8%とし6月以降の対象預金に適用する旨発表した。

◇ポルトガル、金評価換えを実施

ポルトガル政府は4月1日、保有金準備につき評価換えを行い、1オンス35SDR(42.2ドル)から同254.72ドルとする旨閣議決定した。なお政府は3月末現在688.9トンの金を保有しており、シルバ蔵相は、今次評価換えに伴う金準備評価益(51.6億ドル)の74%は政府国内借入の返済に充当する旨説明している。

◇トルコ、リラを切下げ

1. トルコ政府は4月2日、トルコ・リラを5%切下げ(公定為替レート、1ドル=70.0トルコ・リラ→73.7トルコ・リラ)旨発表し即日実施した。4月末現在のドルを除く主要通貨に対するトルコ・リラの交換レートは次のとおり(カッコ内は3月末現在の交換レート)。

| | | |
|-------------|----------|--------|
| 1 ドイツ・マルク | =39.82 | トルコ・リラ |
| | (37.76) | トルコ・リラ |
| 1 フランス・フラン | =17.13 | " |
| | (16.18) | " |
| 1 英ポンド | =164.06 | " |
| | (154.92) | " |
| 1 オランダ・ギルダー | =36.22 | " |
| | (34.44) | " |

2. 今次トルコ・リラ切下げは、前回切下げ(2月号「要録」参照)後も依然同国の中堅収支の大幅赤字やインフレの高進などが改まらない状況下、OECD諸国による対トルコ援助国際会議の開催を間近かに控え、改めて同国の経済体質改善努力をアピールするねらいがあったものとみられている。なお、OECD諸国は、4月15日パリで会議を開き、トルコに対する総額11.6億ドルの第2次借款供与を決定した(54年8月号「要録」参照)。具体的な借款の供与形態等については、今後の個別協議によるところであるが、参加17か国による対トルコ政府借款供与予定期額は別表のとおり。

アジアおよび大洋州諸国

◇ASEAN、第9回経済閣僚会議を開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は4月21~22日、シンガポールにおいて第9回経済閣僚会議を開催した。

主な合意事項は以下のとおり。

- (1) 域内特惠関税対象品目のわくを現在の2,827品目からさらに1,498品目追加し、4,325品目とする(7月22日以降実施)。
- (2) 78年中における輸入額5万米ドル以下のすべての品目(6,000品目超)につき輸入関税を一律20%引下げる(7月22日以降実施)。
- (3) 前回の経済閣僚会議(79年9月開催、54年10月号「要録」参照)で承認されていたフィリピンのASEAN共同工業プロジェクト第4号(注1)について、現行の過磷酸肥料プロジェクトからパルプ製紙一貫プロジェクト(生産規模、パルプ年産12万トン、筆記用紙同16.5万トン)への変更を承認する。

(注1) これまでに承認されたASEAN共同工業プロジェクトは以下のとおり。

- 第1号 尿素肥料プロジェクト(インドネシア)
- 第2号 尿素肥料プロジェクト(マレーシア)
- 第3号 ソーダ灰プロジェクト(タイ)
- 第4号 過磷酸肥料プロジェクト(フィリピン)

| 対トルコ政府借款供与予定期額 | | (単位・百万ドル) |
|----------------|------|-----------|
| 米 | 国 | 295 |
| 西 | ド | 295 |
| イ | タ | 115 |
| フ | ラ | 100 |
| E | C(注) | 100 |
| 日 | 本 | 100 |
| ス | イ | 37 |
| 英 | 国 | 33 |
| オ | ラ | 21.5 |
| オ | ー | 15 |
| ペ | ル | |
| ノ | ウ | |
| ス | エ | |
| カ | ー | |
| デ | ン | |
| フ | イ | |
| ル | ン | |
| 17 | か | 国 |
| | | 計 |
| | | 1,160 |

(注) なおEC加盟国は、各國独自の供与とは別に共同体予算からも供与。

(4) ASEAN産業補完計画(注2)(Industrial Complementation Programme)について、既存プロジェクトは今後2年以内に、また新規プロジェクトは承認の日から4年以内に計画を実行する。

(注2) 前記「共同工業プロジェクト」が政府ベースでの経済協力の促進を目的としているのに対し、この「産業補完計画」は民間ベースの経済協力を通じて域内経済の振興をねらったもので、特定産業について加盟国間で分業を行い、専門業種の生産に特化することによって生産増大を図ろうというものの。現在、ASEAN商工会議所(CCI, Chamber of Commerce and Industries)の下に、自動車、ゴム製品、葉品、農業機械など13の業種別部会がおかれ、地域内の既存産業間の補完計画を検討している。すでに78年11月に ASEAN自動車連盟(AAF, ASEAN Automotive Federation)が具体的な部品の国別生産割当で合意をみているが、その他はまだ交渉妥結に至っていない。

(5) ASEAN特恵関税制度の下で、特定加盟国の特定產品に対して供与される特恵は、その原則に則って、他の ASEAN 加盟国にも同様に適用される。ただし、同関税制度のわく外の追加的優遇措置は、当事国間の交渉で国別に供与することとする。

なお、会議冒頭の開会演説の中でリー・シンガポール首相がASEAN共同工業プロジェクトの推進をはかるために提案した決議方式の変更(「コンセンサス方式」から「5マイナス1方式」(注3))については、他の加盟国との同意を得られないままに終ったと伝えられている。

(注3) 加盟4か国が賛成し、残る1か国が賛成しない場合、これも加盟国の合意とみなすこと。

今回の措置の概要は次のとおり。

(1) 為替相場決定方式の変更

従来は中央銀行および主要為銀5行(注)の協議により、中心相場および対顧客上・下限相場(中心相場の上下1%以内)を決定し、その対顧客上・下限相場の範囲内で、主要為銀5行が対顧客売買相場を決定することとなっていたが、今回このような中心相場、対顧客上・下限相場設定方式をとりやめ、対顧客売買相場は主要為銀5行の協議だけで決定できることとする。ただし対顧客売買相場の差が1%を超える場合には、中央銀行が市場に介入し、為替相場の大幅な変動を防ぐものとする。

(注) 主要為銀5行とは、中國國際商業銀行、台灣銀行、第一商業銀行、華南商業銀行および彰化商業銀行。

(2) 為替高規制の緩和

外為取扱高の多い為銀(市場シェア5%以上)について買持ち限度を6百万ドルから10百万ドル、売持ち限度を1.5百万ドルから3百万ドルへ引上げる(その他為銀<同5%以下>についても持高限度引上げを検討中)。

なお、今次措置実施後の台灣元レートの動きをみると国際収支の悪化(貿易収支は80年3月中△226百万ドルと77年4月以来3年ぶりの赤字)などを映して幾分フロートダウンしている。

(単位・1米ドル当り台灣元)

| | 対顧客買相場 | 対顧客売相場 |
|-----|--------|--------|
| 2月末 | 35.98 | 36.08 |
| 3月末 | 36.01 | 36.11 |

◇台灣、為替相場決定方式等を変更

中央銀行は3月1日、「外匯操作弁法」(外為管理条例)の一部改正により外為市場に対する中央銀行の規制を緩和すること等を決定、3月3日から実施した。

同国では、79年2月以降対米ドル固定相場制を廃止して機動相場制(管理フロート制、54年3月号「要録」参照)を採用してきたが、為替相場の大幅変動によってもたらされる同国経済への悪影響を回避するため、中央銀行の介入により台灣元の対米ドルレートを実質的に固定してきた。今次措置は、機動相場制移行後1年を経て市場環境が整備されてきたことからここへきて為替相場の弾力化を図ることをねらったもの。

◇台灣、1979年直接投資受入れ状況を発表

台灣当局の発表によると、1979年中における海外からの直接投資受入れ(認可ベース)は年初来好調に推移し、前年比+54.4%の高い伸びとなった(前年同+29.9%、受入れ額は328.8百万ドルと既往ピーク<73年、248.9百万ドル>を更新)。これは、華僑投資(前年比+93.4%)がサービス業(ホテル建設)のほかセメント、食品加工等の業種において著増をみたほか、外国人投資(同+32.8%)も電気機器、金属を中心に順調な伸びを続けたことによるもの。

台湾の直接投資認可額

(単位：百万ドル、カッコ内は)
(前年比増減(△)率・%)

| | 1977年 | 1978年 | 1979年 |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 華 僑 | 68.7(73.9) | 76.2(10.9) | 147.4(93.4) |
| 外 国 人 | 95.2(△ 6.7) | 136.7(43.6) | 181.4(32.8) |
| うち日本 | 24.1(△21.8) | 50.3(2.1倍) | 50.5(0.4) |
| 米 国 | 24.2(11.0) | 69.8(2.9倍) | 80.4(15.2) |
| 合 計 | 163.9(15.8) | 212.9(29.9) | 328.8(54.4) |

主要業種別内訳

(単位：百万ドル、カッコ内)
(は前年比増減(△)率・%)

| | 1979年 |
|----------------|------------------------------|
| 電 気 機 器 化 学 | 110.4(73.9) 22.9(△ 34.9) |
| 一 般 機 械 | 8.9(△ 5.3) |
| 金 属 | 16.9(96.5) |
| サ ー ビ ス 業 | 71.4(79.8) |
| その他とも計 | 328.8(54.4) |

◇タイ、公定歩合を引上げ

タイ中央銀行は3月31日、基準公定歩合(注1)(国債担保手形貸付利率)を12.5%から14.0%に引上げ、即日実施する旨発表した。

今回の措置について同行では、「海外金利が急騰している状況下、内外金利差の縮小を通じて外貨流出に歯止めをかけるため」と説明しているが、同時にこのところ最低貸金の大幅引上げ(79年10月、29~40%)や石油製品価格高騰の影響等から物価の騰勢が一段と強まっている(注2)ことにかんがみ、金利上昇による商業銀行貸出の抑制を通じて物価面へも好影響をもたらすことをねらったものとみられている。なお、同国の公定歩合引上げは78年12月以来ほぼ1年3か月ぶり。

(注1) 基準公定歩合は商業銀行に対する貸出限度額(全商業銀行で20億バーツ)の範囲内で適用される金利。なお、今回、同限度額を超える貸出に適用される金利も16.5%から17.5%へ引上げられた。

(注2) タイの消費者物価前年比上昇率: 79/4~6月7.1%→7~9月11.1%→10~12月14.1%→80/1月17.6%。

◇インド、6銀行の国有化を決定

インド政府は4月15日、預金残高20億ルピー以上の商業銀行6行を新たに国有化する旨発表した。今回の措置

について同国政府は、農業、輸送部門のインフラ整備や産業基礎資材産業(セメント、鉄鋼等)への傾斜融資を一層順便化することを主眼としたものである旨説明している。同国では1969年にも商業銀行上位14行の国有化措置(当時、預金残高5億ルピー以上の銀行を対象)が実施されており、本措置によって全商業銀行28行のうち国有商業銀行は20行、全商業銀行の総預金に占めるシェアも91%に達することとなった。

なお、在印外国銀行については、今後とも国有化に踏み切る方針はない旨声明が発表されている。

(注) 今回国有化された銀行は、The Andhra Bank, Corporation Bank, The New Bank of India, The Oriental Bank of Commerce, The Punjab and Sind Bank, Vijaya Bank(預金残高は6行合計で236億ルピー)。

◇スリランカ、公定歩合および預資金利の引上げを実施
スリランカ中央銀行は4月21日、公定歩合を10%から12%へ引上げ(一定限度わくを超える貸出に適用される高率金利も同時に15~25%から20~30%に改定)、即日実施する旨発表した。また、今次公定歩合引上げに関連して国立貯蓄銀行は翌22日、1年物定期預資金利を15%から20%へ引上げることを決定した(即日実施)。

今回の措置について同国中央銀行は、公共投資5か年計画の実施に伴う財政支出の増大や、原油価格高騰の影響等から消費者物価の騰勢が更年後一段と強まってきた(54/10~12月前年比+14.4%→55/1~3月同+35.0%)ことから、金利の引上げを通じて不要不急の民間需要を抑制するためにとられたものと説明している。

◇豪州、鋼板輸入規制を撤廃

豪州政府は4月16日、鋼板(熱延鋼板、冷延鋼板、亜鉛鉄板)に対する輸入数量規制(79/7月~80/6月の年間許可総輸入量は17.5万トン)を4月30日以降撤廃する旨発表した。

上記輸入数量規制は、国内不況産業対策の一環として78年7月以降2年間の予定で実施されたものであるが、最近の海上輸送運賃コストの上昇から国内市場における同国鉄鋼業の国際競争力がかなり改善をみている一方、輸入抑制に伴う需給の引締まりからこのところ鋼材価格の上昇が目立ってきたため、当初予定よりも2か月程繰上げて撤廃されたものとみられている。

共産圏諸国

◇ブルガリア、外資導入を許可

ブルガリア政府は、かねて外国からの民間直接投資受入れを認める方針を明らかにしていたが、3月下旬、合弁事業法の制定により、正式に外資導入に踏み切った。その概要は次のとおり。

- (1) 投資受入業種…工業、農業、建設、商業、運輸、観光、サービス業。
- (2) 出資比率…外国出資者の出資比率は50%を超えることができる。
- (3) 経営…外国側パートナーは、経営の任にあ

たる理事会の役員になることができ
る。

- (4) 利益処分…外国側パートナーは出資比率に応じて配分された自己の利益をブルガリア国内で使用しても、国外で使用してもよい。

今回の措置は、生産技術の進歩を促し製品の品質を改善するとともに、輸出の増大をねらいとしたもの。コメコン加盟の東欧諸国ではすでにルーマニア、ハンガリー、ポーランドの3か国が外資導入を認めているが、今回のブルガリアの決定はこれら諸国に比べ、出資比率、利益の国外送金等について特に制限がなく、条件が極めて緩やかなのが特徴。